

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【公開番号】特開2013-177448(P2013-177448A)

【公開日】平成25年9月9日(2013.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-049

【出願番号】特願2013-120786(P2013-120786)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/724	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/724	
A 6 1 K	47/44	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/10	
A 2 3 L	1/30	Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月6日(2014.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それを必要とする対象体の高密度リポタンパク質(HDL)コレステロールのレベルを増加させるための組成物であって、前記組成物は、前記対象体のHDLレベルを増加させるのに十分な量の-シクロデキストリンを含む、高密度リポタンパク質(HDL)コレステロールのレベルを増加させるための組成物。

【請求項2】

前記対象体に、脂肪含有食と共に与えられ、前記-シクロデキストリンを一食当たり165mg~11g与える量で含む請求項1の組成物。

【請求項3】

前記対象体が、一日に100gの脂肪を消費する場合に用いられる請求項1の組成物。

【請求項4】

前記-シクロデキストリンを、前記対象体によって一日に摂取される脂肪の1:20~1:3w/wの比率となる量で含む請求項1の組成物。

【請求項5】

前記対象体の総コレステロールレベルを増加させるものではない請求項1の組成物。

【請求項6】

タブレット、粉末、カプセル、液体および糖菓から成るグループから選択される形態で

ある請求項 1 の組成物。

【請求項 7】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪とを含む消費可能デンプン質食品であって、前記消費可能デンプン質食品は、前記消費可能デンプン質食品の $1 : \underline{20 \sim 1} : 3 w / w$ の脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、 $3 \% w / w$ 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 1 の組成物。

【請求項 8】

高密度リボタンパク質 (HDL) を増加させるため、前記 - シクロデキストリンを、それを必要とする前記対象体に一日当たり $500 mg \sim 33 g$ 与える量で含む請求項 4 の組成物。

【請求項 9】

対象体のコレステロール / HDL 比を低減させるための組成物であって、前記組成物は、前記対象体に与えられる - シクロデキストリン量と前記対象体によって一日に摂取される脂肪が、 $1 : \underline{20 \sim 1} : 3 w / w$ の比率となる量の - シクロデキストリンを含む、対象体のコレステロール / HDL 比を低減させるための組成物。

【請求項 10】

タブレット、粉末、カプセル、液体および糖菓から成るグループから選択される形態である請求項 9 の組成物。

【請求項 11】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪とを含む消費可能デンプン質食品であって、前記消費可能デンプン質食品は、前記消費可能デンプン質食品の $1 : \underline{20 \sim 1} : 3 w / w$ の脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、 $3 \% w / w$ 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 9 の組成物。

【請求項 12】

コレステロール / HDL 比を低減させるために、前記 - シクロデキストリンを、それを必要とする前記対象体に一日当たり $500 mg \sim 33 g$ 与える量で含む請求項 9 の組成物。

【請求項 13】

それを必要とする対象体の体重減を促進するための組成物であって、前記組成物は、前記対象体に与えられる - シクロデキストリン量と前記対象体によって吸収が阻止されることを望む摂取脂肪の量が、 $1 : \underline{20 \sim 1} : 3 w / w$ の比率となる量の - シクロデキストリンを含む、対象体の体重減を促進するための組成物。

【請求項 14】

前記対象体が、カロリー含有率で少なくとも 30% の脂肪を含む一日の食事を消費する場合に使用される請求項 13 の組成物。

【請求項 15】

タブレット、粉末、カプセル、液体および糖菓から成るグループから選択される形態である請求項 13 の組成物。

【請求項 16】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪とを含む消費可能デンプン質食品であって、前記消費可能デンプン質食品は、前記消費可能デンプン質食品の $1 : \underline{20 \sim 1} : 3 w / w$ の脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、 $3 \% w / w$ 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 13 の組成物。

【請求項 17】

体重減を促進するため、前記 - シクロデキストリンを、それを必要とする前記対象体に一日当たり $500 mg \sim 33 g$ 与える量で含む請求項 13 の組成物。

【請求項 18】

対象体のトリグリセリドレベルを低減させるための組成物であって、前記組成物は、前記対象体に与えられる - シクロデキストリン量と前記対象体よって一日に摂取される脂肪が、 $1:20 \sim 1:3$ w / w の比率となる量の - シクロデキストリンを含む、対象体のトリグリセリドレベルを低減させるための組成物。

【請求項 1 9】

タブレット、粉末、カプセル、液体および糖菓から成るグループから選択される形態である請求項 1 8 の組成物。

【請求項 2 0】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪とを含む消費可能デンプン質食品であって、前記消費可能デンプン質食品は、前記消費可能デンプン質食品の $1:20 \sim 1:3$ w / w の脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、 3% w / w 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 1 9 の組成物。

【請求項 2 1】

前記 - シクロデキストリンを、それを必要とする前記対象体に一日当たり 500mg ~ 33g 与える量で含む請求項 1 8 の組成物。

【請求項 2 2】

対象体のレプチンレベル、インスリンレベル又はインスリン耐性を低減させるための組成物であって、前記組成物は、それを必要とする前記対象体のレプチンレベル、インスリンレベル又はインスリン耐性を低減させるのに十分な量の - シクロデキストリンを含む、レプチンレベル、インスリンレベル又はインスリン耐性を低減させるための組成物。

【請求項 2 3】

前記対象体に与えられる - シクロデキストリン量と前記対象体によつて一日に摂取される脂肪が、 $1:20 \sim 1:3$ w / w の比率となる量の - シクロデキストリンを含む請求項 2 2 の組成物。

【請求項 2 4】

タブレット、粉末、カプセル、液体、および糖菓から成るグループから選択される形態である請求項 2 2 の組成物。

【請求項 2 5】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪とを含む消費可能デンプン質食品であつて、前記消費可能デンプン質食品は、前記消費可能デンプン質食品の $1:20 \sim 1:3$ w / w の脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、 3% w / w 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 2 2 の組成物。

【請求項 2 6】

前記 - シクロデキストリンを、それを必要とする前記対象体に一日当たり 500mg ~ 33g 与える量で含む請求項 2 2 の組成物。

【請求項 2 7】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪との複合体を含む消費可能非デンプン質食品であつて、前記消費可能非デンプン質食品は、前記消費可能非デンプン質食品の $1:20 \sim 1:3$ w / w の、脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、 3% w / w 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能非デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 1 の組成物。

【請求項 2 8】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪との複合体を含む消費可能非デンプン質食品であつて、前記消費可能非デンプン質食品は、前記消費可能非デンプン質食品の $1:20 \sim 1:3$ w / w の、脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、 3% w / w 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能非デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 9 の組成物。

【請求項 2 9】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪との複合体を含む消費可能非デンプン質食品であって、前記消費可能非デンプン質食品は、前記消費可能非デンプン質食品の 1 : 20 ~ 1 : 3 w / w の、脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、3 % w / w 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能非デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 1 3 の組成物。

【請求項 3 0】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪との複合体を含む消費可能非デンプン質食品であって、前記消費可能非デンプン質食品は、前記消費可能非デンプン質食品の 1 : 20 ~ 1 : 3 w / w の、脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、3 % w / w 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能非デンプン質の形態として与えるために使用される請求項 1 8 の組成物。

【請求項 3 1】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪との複合体を含む消費可能非デンプン質食品であって、前記消費可能非デンプン質食品は、前記消費可能非デンプン質食品の 1 : 20 ~ 1 : 3 w / w の、脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、3 % w / w 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能非デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 2 2 の組成物。

【請求項 3 2】

前記消費可能非デンプン質食品が、40 ~ 70 % 脂肪 w / w / 又はカロリーを含む請求項 3 1 の組成物。

【請求項 3 3】

それを必要とする対象体の下痢を減少させるための組成物であって、前記組成物は、前記対象体の下痢を減少させるのに十分な量の - シクロデキストリンを含む、下痢を減少させるための組成物。

【請求項 3 4】

前記対象体は、胆嚢切除術対象体又は脂肪悪化した下痢を患う患者である請求項 3 3 の組成物。

【請求項 3 5】

前記対象体に、 - シクロデキストリンと脂肪とを含む消費可能デンプン質食品であって、前記食品は、前記食品の 1 : 20 ~ 1 : 3 w / w の脂肪に対する - シクロデキストリンの比率を有し、前記食品は、約 9 % w / w 以下の総シクロデキストリンを含む消費可能デンプン質食品の形態として与えるために使用される請求項 3 3 の組成物。

【請求項 3 6】

ビル、カプセル、ウエハ、タブレット、粉末、液体及び糖菓から成るグループから選択される形態である請求項 3 3 の組成物。

【請求項 3 7】

前記 - シクロデキストリンを、前記対象体に一日当たり 500 mg ~ 33 g 与える量で含む請求項 3 3 の組成物。

【請求項 3 8】

前記 - シクロデキストリンの量と前記対象体によって一日に摂取される脂肪の 1 : 20 ~ 1 : 3 w / w の比率となる量で含む請求項 3 3 の組成物。